

各社会福祉施設等 管理者 様

堺市健康福祉局 障害福祉部

障害施策推進課長

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び  
非常災害時の体制整備の強化・徹底について

平素は、本市健康福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 9 月 2 日付堺障推第 1937 号「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」でお知らせしましたが、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおける台風第 10 号による被害の状況を踏まえ、社会福祉施設等においては、非常災害に備えた十分な対策が求められているところです。

今回、国より施設利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知があり、特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、これらの事項に留意し、非常災害対策により万全を期していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。（別紙 参照）

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め確認すること。（別紙「情報の伝達方法と施設の対応」参照）

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、以下の「非常災害対策計画に盛り込む【具体的な項目例】」を参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

### 【具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

非常災害対策計画の内容については、職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

なお、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合や、策定されているが項目等が不十分である場合については、遅くとも年内までに策定・改善すること。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、遅くとも年内までに実施すること。

《参考》 大阪府／地震防災対策マニュアルの作成について

[http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/bousai.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/bousai.html)

堺市／区別防災マップ 堺市

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/pamphlet/bosai/index.html>

※ 障害者支援施設・療養介護事業所・生活介護事業所・短期入所事業所・自立訓練事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援事業所・共同生活援助事業所については、“水害・土砂災害を含む非常災害対策計画”の策定状況及び“水害・土砂災害を含む避難訓練”の実施状況を、後日点検させていただく予定であることを申し添えます。

堺市健康福祉局 障害福祉部

障害施策推進課

TEL 072-228-7818

FAX 072-228-8918